

社会福祉法人教證会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人教證会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

旭川市内	3,000円
その他	実費相当

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

旭川市内	3,000円
その他	実費相当

(常勤理事の報酬)

第4条 常勤の役員には、報酬、通勤手当を支給する。

- 2 報酬は、月額とし、常勤の役員の前職歴等により評議員会が定める。
- 3 通勤手当は、職員の例による。
- 4 退職手当は、職員の例による。

(支給日)

第5条 前条第2項及び第3項に規定する報酬、通勤手当の支給日は、職員の例による。

(社会保険等の加入)

第6条 常勤の役員は、職員に準じ社会保険等に加入できるものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、報酬に関し必要な事項は、評議員会が定める。

(出張旅費)

第8条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規則は、平成17年7月1日から適用する。

2. この改定規程は、平成23年5月27日から適用する。

3. この改定規程は、平成29年4月1日から適用する。